

別表1-1

算 定 基 準

【保勤施設等の場合（第3条第2項の表（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （ウ）地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 平成18年3月1日社福第2231号本職通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る県費補助	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び監修監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費に、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)

	金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成18年3月1日付け社福第2233号本職通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算出された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化設備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。 （イ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。 （ウ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-3

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。 ウ 心理療去室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

	スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表４－２に定める基準額を加算する。	
特殊付帯工事費	別表４－２に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表１－４

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第３条第２項の表（６）に掲げる施設）】

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

１ 種目	２ 基準額	３ 対象経費
本体工事費	ア １世帯当たり基準単価を適用するもの 別表４－３に掲げる１世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築 平成１７年１０月５日社援発第1005009号厚生労働省社会・援局局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第４条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び記録監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1－5

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

（別表1－3及び別表1－4に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	別表4－4に掲げる1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	知事が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表1－6

算 定 基 準

(別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表1－4、別表1－5及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。 ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
	初度整備加算		107,000
	個室設備加算	都市部	513,000
		標準	489,000
更生施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
	初度整備加算		107,000
	個室整備加算	都市部	513,000
		標準	489,000
授産施設		都市部	3,170,000
		標準	3,020,000
	初度設備加算		107,000
宿所提供施設		都市部	2,520,000
		標準	2,400,000
	初度整備加算		107,000
社会事業授産施設		都市部	3,170,000
		標準	3,020,000
	初度整備加算		107,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合
定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000
更生施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増単価算後の単価であること。
- 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2－3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	8,160,000
		標準	7,780,000
		初度整備加算	119,000
	個室整備加算	都市部	570,000
		標準	544,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	11,180,000
	標準	10,650,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増増加算後の単価であること。
- 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表３－１

１事業（１施設）当たりの補助基準単価

(単位：円)

事業（施設）の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 （日中活動部分）	利用定員 ２０人 以下	都市部	67,800,000	
			標準	64,500,000	
		２１人 ～４０人	都市部	136,600,000	
			標準	130,200,000	
		４１人 ～６０人	都市部	228,400,000	
			標準	217,500,000	
		６１人 ～８０人	都市部	320,700,000	
			標準	305,500,000	
		８１人 ～１００人	都市部	413,400,000	
			標準	393,700,000	
		１０１人 ～１２０人	都市部	504,800,000	
			標準	480,800,000	
		１２１人以上	都市部	597,600,000	
			標準	569,100,000	
		施設入所支援整 備加算及び本体 （宿泊型自立訓 練）	利用定員 ２０人 以下	都市部	54,600,000
				標準	52,000,000
			２１人 ～４０人	都市部	110,300,000
				標準	105,000,000
	４１人 ～６０人		都市部	184,500,000	
			標準	175,800,000	
	６１人 ～８０人		都市部	260,100,000	
			標準	247,700,000	
	８１人 ～１００人		都市部	334,100,000	
			標準	318,200,000	
	１０１人 ～１２０人		都市部	409,500,000	
			標準	390,000,000	
	１２１人以上		都市部	483,800,000	
			標準	460,800,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	52,200,000		
		標準	49,800,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	172,300,000		
		標準	164,100,000		

	短期入所整備加算		都市部	14,100,000	
			標準	13,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	16,500,000	
			標準	15,700,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
	居宅介護整備加算		都市部	7,800,000	
			標準	7,470,000	
	避難スペース整備加算		都市部	45,300,000	
			標準	43,200,000	
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	123,400,000	
			標準	117,600,000	
		21人 ～40人	都市部	248,000,000	
			標準	236,200,000	
		41人 ～60人	都市部	413,300,000	
			標準	393,600,000	
		61人 ～80人	都市部	581,700,000	
			標準	554,100,000	
		81人 ～100人	都市部	748,600,000	
			標準	713,000,000	
		101人 ～120人	都市部	915,300,000	
			標準	871,700,000	
		121人 以上	都市部	1,082,100,000	
			標準	1,030,600,000	
		就労・訓練事業等整備加算		都市部	52,200,000
				標準	49,800,000
		大規模生産設備等整備加算		都市部	172,300,000
				標準	164,100,000
	短期入所整備加算		都市部	14,100,000	
			標準	13,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	16,500,000	
			標準	15,700,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
	居宅介護整備加算		都市部	7,800,000	

			標準	7,470,000
	避難スペース整備加算		都市部	45,300,000
			標準	43,200,000
共同生活援助	創設	定員４人　～　１０人	都市部	32,100,000
			標準	30,600,000
		短期入所整備加算	都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,550,000
			標準	2,430,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,600,000	
		標準	11,100,000	
	居宅介護整備加算	都市部	7,800,000	
		標準	7,470,000	
	避難スペース整備加算	都市部	45,300,000	
		標準	43,200,000	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	33,900,000
			標準	32,300,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合）			都市部	17,100,000
			標準	16,300,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）			都市部	11,600,000
			標準	11,100,000
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）			都市部	7,800,000
			標準	7,470,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			都市部	45,300,000
			標準	43,200,000
補装具製作施設			都市部	17,100,000
			標準	16,300,000
盲導犬訓練施設			都市部	213,600,000
			標準	203,500,000
点字図書館			都市部	58,600,000
			標準	55,800,000
聴覚障害者情報提供施設			都市部	79,200,000
			標準	75,400,000

- (注) 1 上段書きは「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特例増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		41人 ~60人	都市部	303,000,000
			標準	288,600,000
		61人 ~80人	都市部	425,700,000
			標準	405,500,000
		81人 ~100人	都市部	548,600,000
			標準	522,500,000
		101人 ~120人	都市部	670,200,000
			標準	638,300,000
		121人以上	都市部	792,700,000
			標準	755,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	146,600,000
			標準	139,600,000
		41人 ~60人	都市部	244,900,000
			標準	233,300,000
		61人 ~80人	都市部	344,700,000
			標準	328,400,000
		81人 ~100人	都市部	443,100,000
			標準	422,100,000
		101人 ~120人	都市部	543,500,000
			標準	517,600,000
		121人以上	都市部	641,600,000
			標準	611,100,000
	就労・訓練事業等整備加算			都市部 69,400,000
				標準 66,100,000
	短期入所整備加算			都市部 15,500,000
				標準 14,800,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部 21,600,000
				標準 20,600,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~40人	都市部	151,800,000
			標準	144,600,000
		41人 ~60人	都市部	253,800,000
			標準	241,700,000
		61人 ~80人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
		81人 ~100人	都市部	459,300,000
			標準	437,500,000
		101人 ~120人	都市部	560,900,000
			標準	534,200,000
		121人 以上	都市部	664,000,000
			標準	632,400,000
	施設入所支援整備 加算及び本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	60,600,000
			標準	57,800,000
		21人 ~40人	都市部	122,500,000
			標準	116,700,000
		41人 ~60人	都市部	205,000,000
			標準	195,300,000
		61人 ~80人	都市部	289,000,000
			標準	275,200,000
		81人 ~100人	都市部	371,200,000
			標準	353,500,000
		101人 ~120人	都市部	455,000,000
			標準	433,400,000
		121人 以上	都市部	537,500,000
			標準	512,000,000

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	58,000,000
		標準	55,300,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000
		標準	182,400,000
	短期入所整備加算	都市部	15,700,000
		標準	15,000,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,300,000
		標準	17,500,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,000
		標準	12,300,000
	居宅介護整備加算	都市部	8,660,000
		標準	8,300,000
	避難スペース整備加算	都市部	50,400,000
		標準	48,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増加単価の取扱いについて（平成18年3月1日付（社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業（施設）の種類				補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 （日中活動部分）	利用定員 ４０人以下	都市部	201,900,000		
			標準	192,300,000		
		４１人 ～６０人	都市部	336,600,000		
			標準	320,600,000		
		６１人 ～８０人	都市部	473,000,000		
			標準	450,500,000		
		８１人 ～１００人	都市部	609,500,000		
			標準	580,500,000		
		１０１人 ～１２０人	都市部	744,600,000		
			標準	709,200,000		
		１２１人 以上	都市部	880,800,000		
			標準	838,900,000		
		施設入所支援整備 加算	利用定員 ４０人以下	都市部	162,900,000	
				標準	155,100,000	
			４１人 ～６０人	都市部	272,100,000	
				標準	259,200,000	
	６１人 ～８０人		都市部	383,000,000		
			標準	364,900,000		
	８１人 ～１００人		都市部	492,400,000		
			標準	469,000,000		
	１０１人 ～１２０人		都市部	603,900,000		
			標準	575,100,000		
	１２１人 以上		都市部	712,900,000		
			標準	679,000,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	77,100,000	
				標準	73,500,000	
	短期入所整備加算			都市部	17,200,000	
				標準	16,500,000	

	発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000
		標準	22,900,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4－1

補助基準単価

(単位：円)

施設の種別		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,241,000
	初度設備加算	1世帯当たり	104,000
	心理療養室整備加算	1施設当たり	32,486,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-2

補助基準単価

(単位：円)

施設の種類の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり	24,864,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,352,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	1施設当たり	33,146,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,534,000
	特殊付帯工事	1施設当たり	15,942,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4－3

補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種別		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	12,501,000

別表4－4

補助基準単価

(単位：円)

施設の種別		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1㎡当たり	12,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。 知事が必要と認めた面積 鉄筋 知事が必要と認めた額 ブロック 知事が必要と認めた額 木造 知事が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費